

管 理 規 程

埼玉県病院事業管理規程第二号

埼玉県病院事業管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年三月三十一日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

埼玉県病院事業管理規程の一部を改正する規程

埼玉県病院事業管理規程（平成十四年病院事業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「3 入院料その他の諸料金について、本人が納入しない場合は、誠実に対応します。」を「3 入院料その他の諸料金について、本人が納入しない

場合は、誠実に対応します。
に改める。

（極度額 円）」

附 則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。